

本事務連絡は、国有財産特別措置法第3条に基づき、学校施設の用に供するために国有地の減額貸付を受けている学校設置者へ、各財務（支）局及び沖縄総合事務局宛ての事務連絡の内容をお知らせするものです。

事務連絡
令和5年6月29日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設担当課 御中
各公私立大学施設担当部課
各公私立高等専門学校施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定について

この度、財務省理財局国有財産業務課長より、別添「学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定についての事務連絡文書の発出について」（令和5年6月28日付け事務連絡）のとおり情報提供がありました。

国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条に基づく学校施設に供するための国有地の減額貸付について、会計検査院から貸付料の算定について運用の改善が必要との指摘があったことを受け、財務省理財局国有財産業務課長より各財務（支）局管財（第一）部長及び沖縄総合事務局財務部長宛てに、当該指摘を踏まえた対応策に係る事務連絡が発出されました。

この中で、地域の実情を勘案した適正規模の算定に当たり、「財務局等においては、個別の事情に応じて、各学校設置者と十分に相談して対応いただきたい」、「財務局等は、契約当事者である学校設置者への適切な相談期間を確保する」とされているところです。

については、該当する学校施設を有する学校設置者におかれては、財務局・財務事務所から次期貸付料について相談があった場合には、適切に対応いただくようお願いいたします。また、適正規模の算定に係る個別の運用に関する問い合わせは、財務局・財務事務所へお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては、域内市区町村に対して周知するようお願いいたします。また、各都道府県私立学校施設担当課におかれては、所轄の学校法人に対して周知するようお願いいたします。

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係
電話：03-6734-2291 E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 2 8 日

文部科学省
大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課長 殿

財務省理財局国有財産業務課長
梅野 雄一郎

学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定についての
事務連絡文書の発出について

国有財産特別措置法の規定に基づき、普通財産を減額貸付する場合の取扱いについては、昭和 48 年 12 月 26 日付財理第 5722 号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡または減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達によることとしているが、令和 4 年度に実施された会計検査院実地検査において、学校教育法第 1 条に規定する学校の施設等として減額譲渡等を行うことができる財産の規模の算定方法について運用の改善が必要との指摘を受けたことから、当該通達を改正するとともに、当該算定方法の運用に係る考え方を定め、別添のとおり各財務（支）局及び沖縄総合事務局あて事務連絡を発出したので、了知されたい。

事務連絡
令和5年6月28日

各財務(支)局 管財(第一)部長
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省理財局国有財産業務課長
梅野 雄一郎

学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定について

昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達(以下「減額通達」という。)において、学校施設の減額貸付けに係る校舎等敷地の適正規模(以下「適正規模」という。)の算定に当たり、「延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める」と規定していた(財務局長等とは、財務(支)局長及び沖縄総合事務局長を指す。以下同じ。)

しかしながら、大宗の財務局(支)局及び沖縄総合事務局(以下「財務局等」という。)では一律に3倍を乗じた面積を適正規模とする運用がなされており、令和4年度に実施された会計検査院実地検査において、「校舎等の5割減額面積の算定に当たり、一律に減額通達の定める上限である算定対象校舎等面積の3倍の面積を5割減額面積としていて、国の財政事情が著しく悪化してくること、未利用国有地等の地域的な偏在により受益面で不公平が生じていることなどを考慮し、優遇措置について限定的な運用を行うとする基本的な考え方に照らして、5割減額面積が3条施設を維持運営するための最小規模面積となるよう十分な検討が行われていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる」旨の指摘を受けたところである。

適正規模は学校施設を維持運営するのに必要な最小規模面積であるが、維持運営上の必要性は各地域の教育現場の状況等を踏まえ判断しなければならないところ、財務局等において判断することは容易なことではない。

こうしたことを踏まえ、文部科学省との相談を含め検討を行い、減額通達を改正するとともに、地方の実情を勘案するに当たっての考え方を定めたので、下記について了知されたい。

なお、文部科学省から、全都道府県教育委員会を通じて、各学校設置者に対して本件に係る協力を要請する文書が発出されるため、財務局等においては、個別の事情に応じて、各学校設置者と十分に相談して対応いただきたい。

記

1. 改正内容等

減額通達について、「第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と相手方利用計画による校舎、屋内運動場の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。」を、「財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した校舎、屋内運動場の延床面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸し付ける場合は、相手方利用計画による校舎）の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で定める。なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によるものとする。」に改める。

併せて、地方の実情を勘案する方法として、上記減額通達における「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」（以下「適正規模算定の考え方」という。）を別紙のとおり定める。

2. 適用時期

適正規模算定の考え方は、地方公共団体等の予算措置等を考慮し、令和7年4月1日以降の次期貸付料適用開始日が到来するものから適用を開始する。その際には、財務局等は、契約当事者である学校設置者への適切な相談期間を確保する。

また、適正規模算定の考え方のうち「各地域における敷地倍率リスト」については、文部科学省が毎年実施している公立学校施設実態調査及び学校基本調査を踏まえて毎年6月頃に最新版に更新した上で、財務局等に周知する方針であるが、適用する敷地倍率に変更になる場合には、翌年4月1日以降の次期貸付料適用開始日が到来するものから適用を開始する。

学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方

令和5年6月28日

昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達（以下「減額通達」という。）において規定している「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」について、地方の実情を勘案する方法として以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

減額通達では、「財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第1により算定した校舎の延床面積と現に使用されている校舎の延面積のいずれか小さい方の延面積（以下「通達上の延床面積」とする。）の3倍以内で定める」と規定している。

地方の実情を勘案する方法については、対象施設の設置者と十分相談を行った上で決定する必要があるが、原則として、通達上の延面積に地域（市区町村）ごとの倍率（以下「敷地倍率」という。）の平均値を乗じる方法、又は近隣の同種施設の敷地倍率の平均値を乗じる方法とする。

ただし、用地確保の困難性や急激な少子化など、個々の学校施設を取り巻く状況を踏まえ、上記の方法によることが適当でないと認められる場合には、対象施設の設置者との相談を踏まえて、別途対応を検討する。

2. 具体的な算定方法

（1）原則

①地域（市区町村）ごとの敷地倍率の平均値を用いる方法

別添の敷地倍率リストより、対象施設の所在する地域ごとの平均値を用いることとする。

なお、別添敷地倍率リスト上では、令和4年12月末時点で、減額貸付中の対象施設の所在地を掲載しているが、新規の減額貸付けの際は、本省経由で文部科学省に該当地域の敷地倍率の提供を依頼するものとする。

※現在、減額貸付実績のある各校種別の敷地倍率選択の取扱い

- ア. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校（減額通達一別紙1から4）
公立、私立の区別に応じて別添敷地倍率リストの数値を用いる。

イ. 特別支援学校（減額通達一別紙5）

設置されている部の種類（小・中学部、高等部）に応じて、別添敷地倍率リストの同じ校種の数値を用いる。なお、小・中学部を設置している先で、小学部、中学部の内訳人数が判明しない場合は、別添敷地倍率リストの小学校、中学校のうち高い方の数値を用いる。

ウ. 大学（減額通達一別紙6）

他の大学の実績値を参照して基準を設定する。

エ. 学校給食施設（減額通達一別紙9－第2－1）

当該施設からの供給先の校種の数値を用いる。なお、複数の校種に供給している場合は供給校数が多い方の校種の数値を用いる。

②近隣の同種施設の敷地倍率の平均値を用いる方法

文部科学省実施の実態調査の結果に基づいて示す敷地倍率ではなく、近隣の同じ校種を複数選び平均を取る方法も考えられる。その際、市町村や都道府県を跨いで平均を算定しても問題はない。

（2）例外

用地確保の困難性から学校敷地が狭いといった状況や、急激な少子化によって学級数が急激に減少し現に使用している面積と学級数に基づいて算出する面積の乖離が大きいといった状況など、個々の学校施設を取り巻く状況を踏まえ、原則的な方法により処理することが適当でないと認められる事例も存在する。

そのような事情が認められる場合は、学校設置者等と十分に相談を行ったうえで取扱いを決定し、本省に情報共有するものとする。

3. 留意事項

適正規模の算定見直しにより貸付料が増加する場合、普通財産貸付事務処理要領別添1 第1-1-(3)の貸付料基礎額を減額基準に基づいた貸付料と読み替え、調整を行うものとする。

（以上）

各地域における敷地倍率リスト

(令和4年12月末時点版)

- 公立学校・・・P.1～4
- 私立学校・・・P.5

公立学校 平均値

		幼稚園	小学校	中学校	高校
北海道	旭川市	－	2.444	1.741	－
	帯広市	－	2.359	2.135	1.679
	北見市	－	2.805	2.999	－
	岩見沢市	－	2.435	2.286	3.000
	留萌市	－	2.222	1.661	－
	登別市	－	2.577	2.080	－
青森県	青森市	－	1.588	1.621	－
	三沢市	－	2.271	2.258	－
宮城県	仙台市	3.000	1.388	1.572	1.230
	塩竈市	－	1.153	2.329	－
福島県	郡山市	－	1.669	1.738	－
	須賀川市	3.000	2.342	2.340	－
茨城県	茨城県	－	1.577	3.000	2.553
	水戸市	2.995	1.766	2.278	－
	鹿嶋市	3.000	1.567	2.756	－
	神栖市	3.000	2.317	2.602	－
栃木県	栃木県	－	－	－	2.036
	宇都宮市	－	1.681	1.630	－
	佐野市	－	1.764	1.660	－
	小山市	－	1.910	1.953	－
	大田原市	－	2.417	3.000	－
	高根沢町	－	2.347	2.613	－
群馬県	高崎市	2.556	1.575	1.645	3.000
埼玉県	さいたま市	－	1.290	1.370	1.278
	川越市	－	1.078	1.477	0.662
	草加市	－	1.264	1.343	－
	戸田市	－	1.545	1.424	－
	和光市	－	1.256	0.921	－
	ふじみ野市	－	1.536	1.480	－
千葉県	千葉県	－	－	1.187	1.713
	千葉市	－	1.487	1.586	1.271
	市川市	1.258	1.086	1.136	－
	船橋市	－	1.269	1.586	0.884
	館山市	1.677	2.785	2.082	－
	木更津市	－	2.039	2.038	－
	松戸市	－	1.114	1.334	0.964
	佐倉市	1.419	2.077	1.774	－
	東金市	3.000	2.460	2.411	－
	柏市	－	1.623	1.751	2.057

		幼稚園	小学校	中学校	高校
千葉県	八千代市	－	1.476	1.999	－
	我孫子市	－	1.712	1.760	－
	鎌ヶ谷市	－	1.277	1.286	－
	富津市	－	2.412	2.776	－
	四街道市	－	2.189	2.056	－
	富里市	1.877	2.518	1.972	－
	南房総市	3.000	1.980	2.229	－
	香取市	3.000	2.042	2.106	－
東京都	東京都	－	－	0.352	1.260
	新宿区	2.643	1.005	1.025	－
	文京区	0.918	0.729	0.761	－
	墨田区	1.181	0.829	0.664	－
	品川区	－	0.846	0.906	－
	目黒区	1.556	1.002	1.220	－
	世田谷区	－	0.983	1.235	－
	中野区	1.039	0.950	0.853	－
	杉並区	1.313	0.927	0.94	－
	豊島区	1.839	1.094	0.778	－
	北区	1.997	1.019	0.879	－
	荒川区	1.071	0.811	0.740	－
	板橋区	0.934	0.962	0.881	－
	練馬区	1.823	1.086	1.083	－
	足立区	0.930	0.797	0.858	－
	江戸川区	1.277	1.291	0.886	－
	八王子市	－	1.470	1.383	－
	立川市	－	1.086	1.013	－
	三鷹市	－	1.111	0.933	－
	青梅市	－	1.440	1.239	－
	昭島市	－	1.936	1.622	－
調布市	－	1.220	1.126	－	
小金井市	－	1.173	1.488	－	
日野市	2.10	1.278	1.179	－	
武蔵村山市	－	1.100	0.932	－	
神奈川県	神奈川県	－	－	1.400	1.560
	横浜市	－	1.041	1.631	1.244
	川崎市	－	1.000	1.024	0.690
	相模原市	2.542	1.499	1.629	－
	横須賀市	1.405	1.232	1.463	2.096
	平塚市	1.691	1.595	1.583	－
	鎌倉市	－	1.346	1.340	－

		幼稚園	小学校	中学校	高校
神奈川県	小田原市	1.060	1.153	1.059	－
	茅ヶ崎市	－	1.592	1.378	－
	逗子市	－	1.282	2.371	－
	三浦市	－	1.073	1.529	－
	秦野市	1.706	1.298	1.288	－
	伊勢原市	－	1.492	1.676	－
新潟県	新潟県	3.000	－	1.646	1.718
	新潟市	2.311	1.633	1.609	1.214
	胎内市	3.000	3.000	3.000	－
富山県	富山県	－	－	－	1.765
	富山市	2.296	1.771	1.744	－
	高岡市	3.000	1.513	1.838	－
石川県	白山市	3.000	1.789	1.551	－
福井県	福井市	2.658	2.811	3.000	－
山梨県	山梨県	－	－	－	2.819
	山梨市	2.514	3.000	1.909	－
長野県	松本市	3.000	2.156	2.012	－
	上田市	2.853	2.181	1.906	－
岐阜県	岐阜県	－	－	－	1.710
静岡県	静岡県	－	－	－	1.858
	静岡市	－	1.593	1.601	1.270
	熱海市	1.275	1.514	－	－
	島田市	－	1.949	1.814	－
	磐田市	－	1.858	－	－
	焼津市	－	1.288	1.358	－
	藤枝市	－	1.661	－	－
愛知県	愛知県	－	－	－	2.338
	名古屋市	－	1.114	1.286	－
	豊橋市	－	1.446	1.737	0.714
	瀬戸市	－	1.755	－	－
	豊明市	－	1.472	－	－
三重県	四日市市	－	1.684	1.862	－
京都府	京都府	－	－	－	2.350
	京都市	1.920	1.238	1.374	2.320
	福知山市	3.000	2.077	1.907	－
	宇治市	3.000	1.786	1.522	－
	亀岡市	1.062	1.371	1.787	－
	長岡京市	－	1.493	1.499	－
	八幡市	1.317	1.677	1.652	－
	京田辺市	1.986	1.686	1.559	－

		幼稚園	小学校	中学校	高校
大阪府	吹田市	1.947	1.278	1.494	－
	泉大津市	0.955	0.951	0.885	－
	高槻市	1.704	1.470	1.416	－
	枚方市	2.970	1.586	1.395	－
	茨木市	2.585	1.262	1.835	－
	寝屋川市	1.664	1.511	1.284	－
	大東市	2.301	1.345	1.408	－
	羽曳野市	1.897	1.289	1.073	－
	摂津市	1.191	1.338	1.530	－
兵庫県	神戸市	2.147	1.182	1.217	0.889
	宝塚市	1.468	1.234	1.384	－
奈良県	奈良県	－	－	1.448	3.000
	奈良市	2.220	1.703	3.000	1.652
鳥取県	鳥取県	－	－	－	2.308
岡山県	岡山県	－	－	－	2.133
	倉敷市	1.769	1.569	1.638	3.000
	総社市	1.647	1.555	1.304	－
広島県	広島市	2.256	1.714	1.735	1.650
山口県	山口県	－	－	3.000	2.147
	下関市	2.581	1.719	1.727	0.521
徳島県	徳島市	1.622	1.614	1.741	1.178
	阿南市	3.000	2.095	1.736	－
香川県	香川県	－	－	－	2.084
	観音寺市	2.175	1.498	1.595	－
愛媛県	愛媛県	－	－	－	2.042
	松山市	1.182	1.394	1.322	－
福岡県	福岡市	－	1.386	1.547	2.540
	直方市	－	2.566	2.808	－
	須恵町	－	1.915	1.801	－
長崎県	大村市	－	2.238	2.327	－
熊本県	熊本市	－	1.585	1.646	1.275
沖縄県	沖縄県	－	－	－	2.392
	与那原町	2.538	1.311	1.739	－

私立学校 平均値

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
北海道	留萌市	0.784	—	—	—
埼玉県	さいたま市	1.610	—	—	—
	草加市	1.076	—	—	—
	戸田市	1.130	—	—	—
東京都	青梅市	1.454	—	—	—
	世田谷区	—	—	—	0.901
	北区	—	—	—	0.924
千葉県	鴨川市	—	—	—	1.409
長野県	上田市	1.690	—	—	—
神奈川県	横浜市	—	1.027	—	1.220
岡山県	倉敷市	—	—	—	3.000